

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

令和 2. 4.13 蘭越土地改良区
同 共和土地改良区
同 余市川土地改良区

目 次

目 次	ページ
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課)	45
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出..... (農業施設管理課)	45
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	45
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正..... (調達課)	45
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	46
道立病院告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	46
道議会訓令	
○北海道議会議務局組織規程の一部を改正する訓令.....	46
○北海道議会議務局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	47
○北海道議会議務局長事務委任規程の一部を改正する訓令.....	48
○北海道議会議務局文書管理規程の一部を改正する訓令.....	48
○北海道議会議務局職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令.....	48
○北海道議会公印規程の一部を改正する訓令.....	48
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	49
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	50

告 示

北海道告示第307号
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和2年4月21日
 北海道知事 鈴木直道

認可年月日 土地改良区名

北海道告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、大雪土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和2年4月21日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	令和 2. 4. 3	理 事	黄 木 圭 二	旭川市永山町16丁目100番地
同	同	監 事	加 藤 公 明	同 永山町10丁目237番地
退 任	令和元.12.21	理 事	坪 崎 重 穂	同 永山町8丁目134番地の33
同	同 2. 1.15	監 事	福 原 通 雄	同 永山町6丁目95番地

北海道告示第309号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年4月21日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第310号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月28日から施行する。

令和2年4月21日

北海道知事 鈴木直道

- 売りさばき人の項株式会社砂川自動車学校の事項の次に次の事項を加える。
 株式会社鉄工団地自動車学園 令和 2. 4.28 株式会社鉄工団地自動車学園

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第45号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年4月21日

北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分
- (2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2台分
- (3) 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 3台分
- (4) 入札番号4 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分

2 落札を決定した日

令和2年2月27日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(4)

- ア 氏名 北海道自動車リース株式会社
- イ 住所 札幌市白石区本通14丁目南5番15号

(2) 1の(2)及び(3)

- ア 氏名 トヨタカローラ苫小牧株式会社
- イ 住所 苫小牧市柳町4丁目6番32号

4 落札金額

- (1) 28,875円
- (2) 59,180円
- (3) 71,280円
- (4) 27,335円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年1月24日付け北海道胆振総合振興局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道胆振総合振興局総務課
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

道立病院告示

北海道立緑ヶ丘病院告示第14号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年4月21日

北海道立緑ヶ丘病院長 東 端 憲 仁

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
北海道立緑ヶ丘病院患者給食業務委託 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和2年3月16日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社日総
(2) 住所 札幌市東区東苗穂3条3丁目1番31号
- 4 随意契約に係る契約金額
178,200,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道立緑ヶ丘病院総務課
(2) 所在地 河東郡音更町緑が丘1番地

道 議 会 訓 令

北海道議会訓令第1号

北海道議会議務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月21日

北海道議会議長 村 田 憲 俊

北海道議会議務局組織規程の一部を改正する訓令
北海道議会議務局組織規程（昭和52年北海道議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「グループ」を「係」に改める。

第5条の総務課の事項第15号中「非常勤職員」の次に「、会計年度任用職員」を加える。

第7条の見出し及び同条第1項中「グループ」を「係」に改め、同条第2項中「グループの分掌事務」を「係の分掌事務及び職員の事務分担」に改め、同条第3項中「グループ」を「係」に改める。

第9条第2項の表中

課及び室	主幹	課長を補佐するとともに、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。	を
係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。	に改め、同条第3項
(1)の表中「(1)次長、参事等」を「(1)次長、参事、課長補佐等」に、			
参事		上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。	を
参事		上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事する。	に、
室長		上司の命を受け、室の事務を整理する。	を
課長補佐		課長を補佐し、係の事務を整理する。	に改める。
主幹		上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を整理する。	

附 則

- この訓令は、令和2年4月21日から施行し、この訓令による改正後の北海道議会事務局組織規程の規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、同月1日から適用する。
- 令和2年3月31日において現に次の表の左欄に掲げるグループの職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる係の相当の職員となるものとする。

総務課総括グループ	総務課総務係
総務課調整グループ	総務課渉外係
議事課議事・調整グループ	議事課調整係
政策調査課企画グループ	政策調査課企画広報係
秘書室秘書グループ	秘書室秘書係

- 令和2年3月31日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

総務課主幹	総務課長補佐
議事課主幹（議事・調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	議事課長補佐

政策調査課主幹（広報・企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	政策調査課長補佐
総務課主査（予算・経理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務課予算係長
総務課主査（渉外に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務課渉外係長
議事課主査（調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	議事課調整係長
議事課主査（議事に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	議事課議事係長
政策調査課主査（広報企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	政策調査課企画広報係長
秘書室主査	秘書室秘書係長

北海道議会訓令第2号

北海道議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月21日

北海道議会議長 村 田 憲 俊

北海道議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令
北海道議会事務局事務決裁規程（昭和52年北海道議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を削り、同条第7号中「課内参事」を「参事」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 課長補佐 課長が指定する事務局の課長補佐をいう。

第5条の見出し中「主幹等」を「課長補佐等」に改め、同条第1項中「主幹」を「課長補佐（相当職を含む。次条及び第7条において同じ。）」に、「グループ」を「係」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「課内参事」を「参事」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条（見出しを含む。）及び第7条（見出しを含む。）中「主幹」を「課長補佐」に改める。

別表第1局長専決事項第1項中「主査」を「係長」に改める。

別表第3その1課長専決事項第6項中「主査」を「係長」に改め、同表その1代表課長専決事項第1項中「一般職に属する非常勤職員」の次に「、会計年度任用職員」を加え、同表その2中「主幹専決事項」を「課長補佐（相当職を含む。）専決事項」に改める。

別表第4中「課長・主幹個別専決事項」を「課長・課長補佐（相当職を含む。）個別専決事項」に、「主幹専決事項」を「課長補佐専決事項」に改める。

別表第5中

主幹（相当職を含む。）（2人以上置かれている課にあっては課長の指定する順序により、参事が置かれている課にあっては当該参事の主管する事務については当該参事、課に置かれる室にあっては当該室の主管する事務については当該室の長とする。）

課長の指定する主幹（相当職を含む。）（参事が置かれている課及び課に置かれている室にあっては、当該参事及び室の主管する事務については課長の指定する主幹（相当職を含む。）、秘書室にあっては、室長の指定する主査（相当職を含む。）とする。）

を

課長補佐（相当職を含む。）（2人以上置かれている課にあっては課長の指定する順序により、参事が置かれている課にあっては当該参事の主管する事務については当該参事とする。）

課長の指定する課長補佐（相当職を含む。）（参事が置かれている課にあっては当該参事、秘書室にあっては室長の指定する係長（相当職を含む。）とする。）

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月21日から施行し、この訓令による改正後の北海道議会事務局事務決裁規程の規定は、同月1日から適用する。

北海道議会訓令第3号

北海道議会事務局長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月21日

北海道議会議長 村 田 憲 俊

北海道議会事務局長事務委任規程の一部を改正する訓令

北海道議会事務局長事務委任規程（昭和52年北海道議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2号中「非常勤職員」の次に「、会計年度任用職員」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年4月21日から施行し、この訓令による改正後の北海道議会事務局長

事務委任規程第2号の規定は、同月1日から適用する。

北海道議会訓令第4号

北海道議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月21日

北海道議会議長 村 田 憲 俊

北海道議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道議会事務局文書管理規程（平成11年北海道議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「総務課主幹」を「総務課長補佐」に改める。

第13条中「主幹」を「課長補佐（相当職を含む。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月21日から施行し、この訓令による改正後の北海道議会事務局文書管理規程の規定は、同月1日から適用する。

北海道議会訓令第5号

北海道議会事務局職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月21日

北海道議会議長 村 田 憲 俊

北海道議会事務局職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令

北海道議会事務局職員賞罰及び賠償審査委員会規程（昭和52年北海道議会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「総務課主幹」を「総務課長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月21日から施行し、この訓令による改正後の北海道議会事務局職員賞罰及び賠償審査委員会規程第7条第1項の規定は、同月1日から適用する。

北海道議会訓令第6号

北海道議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月21日

北海道議会議長 村 田 憲 俊

北海道議会公印規程の一部を改正する訓令

北海道議会公印規程（昭和52年北海道議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は事務局」を削り、同条第3号中ハからルまでを削る。

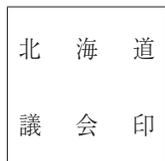
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

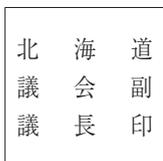
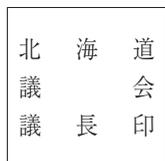
公印のひな形及び寸法

ひな形

1 庁印



2 職印



寸法

公印の種類	寸法(方ミリメートル)
庁印 議 会 印 議 会 印	45 27
職印 議 長 印 副 議 長 印	30 30

別表第2（第6条関係）

公印の種類	公印管理者
庁印 議 会 印	総務課長
職印	

議 長 印	同
副 議 長 印	同

附 則

この訓令は、令和2年4月21日から施行する。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁上川教育局告示第40号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。

令和2年4月21日

北海道教育庁上川教育局長 河野 秀平

1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

ア 落札に係る特定役務の名称

北海道名寄産業高等学校スクールバスの賃貸借（1日当たりの単価）

イ 調達予定数量

- (ア) ①コース 40日
- (イ) ②コース 2日
- (ウ) ③コース 34日
- (エ) ④コース 20日
- (オ) ⑤コース 61日
- (カ) ⑥コース 2日
- (キ) ⑦コース 30日
- (ク) ⑧コース 2日
- (ケ) ⑨コース 2日
- (コ) ⑩コース 5日
- (サ) ⑪コース 2日
- (シ) ⑫コース 1日

(2) 落札を決定した日

令和2年3月18日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 名士バス株式会社

イ 住 所 名寄市西4条南10丁目1番地4

(4) 落札金額

ア 1の(1)のイの(ア) 23,650円

イ	1の(1)のイの(イ)	22,450円
ウ	1の(1)のイの(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)及び(サ)	26,050円
エ	1の(1)のイの(エ)及び(ケ)	24,850円
オ	1の(1)のイの(ク)、(コ)及び(シ)	27,250円
(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札		
(6) 一般競争入札の公告 令和2年2月28日付け北海道教育庁上川教育局告示第15号		
2(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量		
ア 随意契約に係る特定役務の名称		
(ア) 北海道東川養護学校スクールバスの賃貸借（1日当たりの単価）		
(イ) 北海道鷹栖養護学校スクールバスの賃貸借（1日当たりの単価）		
イ 調達予定数量		
(ア) 2の(1)のアの(ア)		
a	ながやまコース	202日
b	ながやま（登校便のみ）コース	1日
c	かむいコース	202日
d	かむい（登校便のみ）コース	1日
e	中央・中送りコース	152日
f	中央（登校便のみ）コース	51日
(イ) 2の(1)のアの(イ)		
a	末広コース	206日
b	大町コース	125日
c	中送りコース	81日
d	末広（登校便のみ）コース	1日
e	大町（登校便のみ）コース	1日
(2) 随意契約の相手方を決定した日 令和2年3月18日		
(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所		
ア	氏名	有限会社旭川観光バス
イ	住所	旭川市永山6条13丁目7番11号
(4) 随意契約に係る契約金額		
ア	2の(1)のイの(ア)のa	69,700円
イ	2の(1)のイの(ア)のb	39,800円
ウ	2の(1)のイの(ア)のc	70,900円

エ	2の(1)のイの(ア)のd	38,000円
オ	2の(1)のイの(ア)のe	68,400円
カ	2の(1)のイの(ア)のf	39,200円
キ	2の(1)のイの(イ)のa	57,800円
ク	2の(1)のイの(イ)のb	52,200円
ケ	2の(1)のイの(イ)のc	61,500円
コ	2の(1)のイの(イ)のd	34,300円
サ	2の(1)のイの(イ)のe	34,300円
(5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約		
(6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。		
3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		
(1)	名称	北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2)	所在地	旭川市永山6条19丁目1番1号

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第190号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年4月21日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 2,482着

イ 警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 1,311着

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和2年8月28日（金）

(4) 納入場所 北海道警察本部、北海道警察学校、北海道警察各方面本部及び北海道警察各警察署のうち、契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察職員の立会いの下に、中間検査に応じられること。
- (5) 当該調達をする物品の製造に必要な生地の手配を受けられること。
- (6) 当該調達をする物品を製造する工場を確保できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年4月21日（火）から同年5月19日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

- (2) 入札日時 令和2年6月2日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月1日（月）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2242

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Male police officer's summer shirts with long sleeves, 2,482 pieces
- b Male police officer's summer shirts with short sleeves, 1,311 pieces

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., June 2, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 1, 2020)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2242